

国際商工会議所，先行文献調査における特許庁間の協力に関し声明を採択

2010年7月3日

JETRO ティュッセルトゥルセンター

国際商工会議所（ICC：International Chamber of Commerce）の知的財産委員会は、6月28日、「特許庁間の協力：特許出願の先行文献調査」（Cooperation between patent offices: Prior art searching of patent applications）と題する声明を採択した。特許協力条約（PCT）、特許審査ハイウェイ（PPH）、日米欧中韓の五庁協力（IP5）などの、特許庁間の国際的なワークシェアリングに対する取組みに対して一定の評価をする一方、滞貨の問題だけでなく、特許の品質、特に有効性の問題に対しても注目すべきとしている。

本声明の概要は以下のとおり。

- ・世界的に研究開発に対する投資が増加しているところ、とりわけ日本、韓国、中国においては、その国の言語でのみ公開されている文献も多いため、言語上の問題によって、各庁における先行文献調査の結果が異なることがある。この場合、ある庁で審査結果が出た後や出る間際に、他の庁で新たな先行文献が発見されると、後から特許取得を断念せざるをえなかったり、新たな補正が必要となったりするなど、重大な費用負担が発生することになる。

- ・これを解決するためには、各庁が審査を終了するまでに、全ての庁からの先行文献の調査結果を揃えることが必要である。よって、ICCは、出願人の希望によって協働調査を申請することができる制度を提案したい。このような協働調査は、日米欧中韓の五庁がPCTの補充国際調査機関（SISA：Supplementary International Searching Authority）となることによっても実現できる。

- ・複数の庁において協働調査を行った結果、一つの庁による調査と比較して費用が高くなることは避けられないが、協働調査の選択が出願人の意思に委ねられている以上、付加的な費用は問題ではない。

— 採択された声明は、ICCの知的財産委員会のホームページ参照 —

[Policy and Business Practices: Intellectual Property](#)

[Cooperation between patent offices: prior art searching of patent applications \(PDF\)](#)（声明の本文）

（以上）